

(公印省略)

情報審査第2246号
令和5年6月22日

新海 聰 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（外務大臣）から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：令和5年（行情）濛問第460号

事件名：在米日本国大使館における平成11年度分の報償費「決裁書」
の不開示決定に関する件

濛問番号：令和5年（行情）濛問第461号

事件名：在連合王国日本国大使館で平成13年度に支出された「報償費」
に関する支出決裁文書の一部開示決定に関する件

濛問番号：令和5年（行情）濛問第462号

事件名：在香港日本国総領事館で平成13年度に支出された「報償費」
に関する支出決裁文書の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和5年7月13日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので御了承願います。

0

}

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1793

FAX：03-3502-0165

Eメール：jyouhoukoukaishinsa2@soumu.go.jp

(別 紙)

令和 5 年 (行情) 諒問第 460 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の
規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

令和5年（行情） 諒問第461号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の
規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

(別 紙)

令和 5 年 (行情) 諒問第 462 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の
規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書 (2001-01951)

(経緯)

当省は、平成 13 年 10 月 24 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在米日本国大使館で、平成 11 年度に支出した、飲食その他の供応および便宜供与に関する、決裁に係る書類および支出証拠（公邸での宴会に関連するものを除く）（領収書・請求書等を含む個別支出に対する決定を行った文書）」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）第 11 条による特例延長を行い、相当の部分の決定として 1 件の文書を特定し、部分開示とする決定（平成 15 年 3 月 18 日付け情報公開第 00690 号）を行った後、最終決定として文書 2 件を対象文書として特定の上、1 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 15 年 11 月 14 日付け情報公開第 01843 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、平成 16 年 2 月 10 日付けで報償費として特定された文書の不開示処分を取り消すことを求める旨の異議申立を行った。

当省は、原決定で不開示とした対象文書を精査し、部分開示とする決定を行った（平成 29 年 4 月 26 日付け情報公開第 00239 号、以下「変更決定」という。）。

しかしながら、変更決定について改めて再度精査したところ、当省としては、変更決定において部分開示とした内容について変更はないものの、通知書への記載振りが限定的な記載振りとなっておらず、変更決定通知書の記載内容の修正を行う必要があると判断した。

そこで、異議申立人に対し、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に基づき聴聞の通知を行った（令和 5 年 3 月 14 日付け情報公開第 02924 号）が、聴聞の期日に異議申立人が出頭せず、かつ、異議申立人からの陳述書等の提出もなかつたことより、当該期限が到来したものとし、聴聞を終結した。

(理由)

1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で不開示とした文書 3（報償費「決

裁書」(含む領収書等の添付関連書類)である。

2. 不開示とした部分について

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当するため、原決定で不開示とした。

また、その後の変更決定においては、在米日本国大使館における報償費の支出に関する本件対象文書のうち、「大規模レセプションに係る経費支払証拠書類」、「酒類の購入に係る経費支払証拠書類」及び「車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類」を除き、その余の箇所が開示されることにより、報償費の具体的支出に関する内容やその内容を類推させる手がかりとなる情報が明らかになることで、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、あるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生じ、この結果、国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、変更決定のとおり法第5条第1号、同3号及び同6号に該当することから、不開示とした。

なお、本件異議申立人は、別途同公館の対象期間違いの請求の決定に対しても同日に異議申立てをしているところ、当省は諮問を経て令和3年10月21日付けで令和3年度（行情）答申第308号を得ている。

3. 異議申立人の主張及びその検討

異議申立人は、報償費の中に会計検査院によって指摘され是正を求められた「定型化・定例化」した支出や、本邦からの渡航者、特に国会議員に対して便宜供与として食事を提供した支出など、法第5条第3号及び第6号の「おそれ」に該当しないものが相当な額あることから、本件報償費関連文書の「全面不開示処分が法に違反する」と主張するが、精査した結果、変更決定のとおり、開示可能と判断した「大規模レセプションに係る経費支払証拠書類」、「酒類の購入に係る経費支払証拠書類」及び「車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠

書類」について開示しており、異議申立人の主張に理由はない。

4. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、文書3の変更決定を維持することが適當であると判断する。

(了)

理由説明書 (2006-01199)

(経緯)

当省は、平成 18 年 12 月 1 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在連合王国日本国大使館で平成 13 年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）第 11 条による特例延長を行い、相当の部分の決定として 1 件の文書を特定し、部分開示とする決定（平成 20 年 1 月 7 日付け情報公開第 03000 号）を行った後、最終決定として文書 4 件を対象文書として特定の上、3 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 21 年 3 月 31 日付け情報公開第 00972 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、平成 21 年 5 月 26 日付け原決定を取り消すことを求める旨の異議申立を行った。

当省は、原決定で不開示とした対象文書を精査し、部分開示とする決定を行った（平成 29 年 4 月 26 日付け情報公開第 00269 号、以下「変更決定」という。）。

しかしながら、変更決定について改めて再度精査したところ、当省としては、変更決定において部分開示とした内容について変更はないものの、通知書への記載振りが限定的な記載振りとなっておらず、変更決定通知書の記載内容の修正を行う必要があると判断した。

そこで、異議申立人に対し、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に基づき聴聞の通知を行った（令和 5 年 3 月 14 日付け情報公開第 02922 号）が、聴聞の期日に異議申立人が出頭せず、かつ、異議申立人からの陳述書等の提出もなかつたことより、当該期限が到来したものとし、聴聞を終結した。

(理由)

1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 2（大規模レセプションに係る経費支払証拠書類）、文書 3（酒類の購入に係る経費支払証拠書類）及び文書 4（車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類）並びに変更決定で部分開示とした文書 5（文書 2～4 以外の文書）の 4 件である。

2. 不開示とした部分について

まず、報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

在連合王国大使館における報償費の支出に関する本件対象文書が開示されることにより、報償費の具体的支出に関する内容やその内容を類推させる手がかりとなる情報が明らかになることで、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、あるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生じ、この結果、国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号及び同6号に基づき該当箇所を不開示とした。

なお、本件異議申立人は、別途公館違い、同対象期間の請求の決定に対しても同日に異議申立てをしているところ、当省は諮詢を経て令和4年1月17日付けで令和3年度（行情）答申第446号を得ている。

3. 異議申立人の主張及びその検討

(1) 異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）の対象文書と同種の文書が本件対象文書に含まれる筈であり、右判決に基づき、「情報収集や交渉の相手方と直接接觸した会合（以下「直接接觸」という。）」の経費に係る文書については支払日及び支払額の開示、「情報収集等又は二国間、多国間の交渉そのものではなく、その交渉の準備又はその交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合（以下「間接接觸」という。）について会合場所と領収書等を除き開示することを求めている。

(2) しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判

決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理により確定。）では、直接接触に係る文書及び間接接触に係る文書とともに全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2. の報償費の目的及び性質に沿った適切なものと考えている。異議申立人は、専ら東京高裁判決のみに依拠し、「処分庁は、法第1号、3号、6号の解釈について高等裁判所の解釈に従わず、独自の解釈に基づいて」「不開示処分したもの」であってその違法は明白であると主張するが、当省の処分は、上記のとおり仙台高裁判決の判断に従つたものであり、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 特に、直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決及び仙台高裁判決ともに全面不開示が認められている「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、このため、上記2. で述べた情報の不開示が強く要請される。支払日や支払額といった情報も、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書については不開示とすることが妥当である。

(4) また、間接接触について、交渉等の準備又はその交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合に関する情報が公になれば、我が国の外交活動における準備等の傾向が相手国に知られることとなり、今後の同種の交渉等の効果を減殺するおそれがあるため、不開示とすることが適当であると判断し、原決定を行った。

(5) なお、間接接触について、法第5条第3号及び同6号に該当するとして原決定で不開示とすることが適當であると判断した文書5の中には、平成28年3月25日付け平成27年度（行情）答申第898号にて言及された「大規模レセプションに係る経費支払証拠書類」、「酒類の購入に係る経費支払証拠書

類」及び「車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類」(以上、いわゆる「五類型」の経費に係る文書)に類似する文書も含まれていたことから、変更決定において、外務大臣訪英の際のブリーフィング室借料に係る文書に相当する箇所を開示しており、追加的に開示する余地はない。

(6) このほか、異議申立人は、当省が外務省審査基準に基づいて審査せず、本件不開示処分が違法であると主張するが、何ら具体的な主張立証を行っていない。また、異議申立人は、その異議事由として、「要人外国訪問関連」の庁費は開示されている点を挙げるが、本件の対象となる文書は「庁費」ではなく「報償費」に関するものであり、その主張は失当というほかない。さらに異議申立人は、「報償費」を用いた会合の機能は、外交工作や情報収集であり、「在外公館交流諸費」と同質であるから、「在外公館交流諸費」に準じて「報償費」の情報を開示すべきであると主張するが、「報償費」と「在外公館交流諸費」は同質ではなく、文書の開示・不開示について準じた扱いをすることはできない。

4. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定及び変更決定を維持することが適当であると判断する。

(了)

理由説明書 (2006-01201)

(経緯)

当省は、平成 18 年 12 月 1 日付けで異議申立人から受理した開示請求「在香港日本国総領事館で平成 13 年度に支出された「報償費」に関する支出決裁文書」に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）第 11 条による特例延長を行い、相当の部分の決定として 1 件の文書を特定し、部分開示とする決定（平成 20 年 1 月 7 日付け情報公開第 03002 号）を行った後、最終決定として文書 4 件を対象文書として特定の上、3 件を部分開示、1 件を不開示とする決定を行った（平成 21 年 3 月 31 日付け情報公開第 00974 号、以下「原決定」という。）。

これに対し、異議申立人は、平成 21 年 5 月 26 日付け原決定を取り消すことを求める旨の異議申立を行った。

当省は、原決定で不開示とした対象文書を精査し、部分開示とする決定を行った（平成 29 年 4 月 26 日付け情報公開第 00270 号、以下「変更決定」という。）。

しかしながら、変更決定について改めて再度精査したところ、当省としては、変更決定において部分開示とした内容について変更はないものの、通知書への記載振りが限定的な記載振りとなっておらず、変更決定通知書の記載内容の修正を行う必要があると判断した。

そこで、異議申立人に対し、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に基づき聴聞の通知を行った（令和 5 年 3 月 14 日付け情報公開第 02922 号）が、聴聞の期日に異議申立人が出頭せず、かつ、異議申立人からの陳述書等の提出もなかつたことより、当該期限が到来したものとし、聴聞を終結した。

(理由)

1. 本件対象文書について

本件異議申立の対象となる文書は、原決定で部分開示とした文書 2（大規模レセプションに係る経費支払証拠書類）、文書 3（酒類の購入に係る経費支払証拠書類）及び文書 4（車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類）並びに変更決定で部分開示とした文書 5（文書 2～4 以外の文書）の 4 件である。

2. 不開示とした部分について

まず、報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、外務省においては、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないしは外交関係を有利に展開するために使用する経費がこれに該当する。

在香港総領事館における報償費の支出に関する本件対象文書が開示されることにより、報償費の具体的支出に関する内容やその内容を類推させる手がかりとなる情報が明らかになることで、情報収集や外交交渉における相手の権利・利益や立場に影響を及ぼし、あるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生じ、この結果、国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、またはこれらとの国際交渉上の不利益を被るおそれがあるため、法第5条第3号及び同6号に基づき該当箇所を不開示とした。

なお、本件異議申立人は、別途公館違い、同対象期間の請求の決定に対しても同日に異議申立てをしているところ、当省は諮問を経て令和4年1月17日付で令和3年度（行情）答申第446号を得ている。

3. 異議申立人の主張及びその検討

(1) 異議申立人は、平成12年2月～3月に支出された大臣官房及び在外4公館（米、仏、中、比）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた東京高裁判決（平成20年1月31日判決。平成21年2月17日、最高裁の上告不受理決定により確定。）の対象文書と同種の文書が本件対象文書に含まれる筈であり、右判決に基づき、「情報収集や交渉の相手方と直接接觸した会合（以下「直接接觸」という。）」の経費に係る文書については支払日及び支払額の開示、「情報収集等又は二国間、多国間の交渉そのものではなく、その交渉の準備又はその交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合（以下「間接接觸」という。）について会合場所と領収書等を除き開示することを求めている。

(2) しかしながら、平成11年度に支出された在外3公館（仏、伊、ホノルル）の報償費関連文書に関する当省の不開示決定の取消が争われた仙台高裁判

決（平成21年4月28日判決。平成23年7月8日、最高裁の上告不受理により確定。）では、直接接触に係る文書及び間接接触に係る文書ともに全面不開示が認められている。かかる仙台高裁判決及びその最高裁での確定は、上述の東京高裁判決の最高裁での確定より後になされたものであり、外交当局としては、報償費関連文書が国の安全等に関する情報として不開示情報に該当することを判示した仙台高裁判決・最高裁決定は、上記2. の報償費の目的及び性質に沿った適切なものと考えている。異議申立人は、専ら東京高裁判決のみに依拠し、「処分庁は、法第1号、3号、6号の解釈について高等裁判所の解釈に従わず、独自の解釈に基づいて」「不開示処分したもの」であってその違法は明白であると主張するが、当省の処分は、上記のとおり仙台高裁判決の判断に従つたものであり、かかる主張はあたらないと考える。

(3) 特に、直接接触は、会合の場において相手方と直接接触し、情報収集や交渉を行うものであり、東京高裁判決及び仙台高裁判決ともに全面不開示が認められている「情報収集や外交工作の対価」として報償費を使用する場合（いわゆる「1類型」）と比べても、会合を通じた接触か、対価を支払って依頼するかという手法は異なるものの、いずれも我が国が相手方から情報や協力を得るための重要な活動という点において同様であり、このため、上記2. で述べた情報の不開示が強く要請される。支払日や支払額といった情報も、その当時の国際情勢や国際的な問題などに関する情報及び資料等と照合し、分析することなどによって、報償費の個別具体的な使途が推定され得るのであり、この点も「1類型」と何ら変わることはない。したがって、これらの文書については不開示とすることが妥当である。

(4) また、間接接触について、交渉等の準備又はその交渉結果を踏まえた対応の検討のための会合に関する情報が公になれば、我が国の外交活動における準備等の傾向が相手国に知られることとなり、今後の同種の交渉等の効果を減殺するおそれがあるため、不開示とすることが適当であると判断し、原決定を行った。

(5) なお、間接接触について、法第5条第3号及び同6号に該当するとして原決定で不開示とすることが適當であると判断した文書5の中には、平成28年3月25日付け平成27年度（行情）答申第898号にて言及された「大規模レセプションに係る経費支払証拠書類」、「酒類の購入に係る経費支払証拠書

類」及び「車両の借上げ等の事務に係る経費支払証拠書類」(以上、いわゆる「五類型」の経費に係る文書)に類似する文書も含まれていたことから、変更決定において、橋本元総理訪香港の際のインタビュー用部屋借上料に係る文書に相当する箇所を開示しており、追加的に開示する余地はない。

(6) このほか、異議申立人は、当省が外務省審査基準に基づいて審査せず、本件不開示処分が違法であると主張するが、何ら具体的な主張立証を行っていない。また、異議申立人は、その異議事由として、「要人外国訪問関連」の庁費は開示されている点を挙げるが、本件の対象となる文書は「庁費」ではなく「報償費」に関するものであり、その主張は失当というほかない。さらに異議申立人は、「報償費」を用いた会合の機能は、外交工作や情報収集であり、「在外公館交流諸費」と同質であるから、「在外公館交流諸費」に準じて「報償費」の情報を開示すべきであると主張するが、「報償費」と「在外公館交流諸費」は同質ではなく、文書の開示・不開示について準じた扱いをすることはできない。

4. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定及び変更決定を維持することが適当であると判断する。

(了)